

使用料、手数料見直し基準

愛知県 東浦町

2024 年7月 第1版

改正履歴

版数	改正日	改正内容
第1版		初版

1 見直し基準策定の目的

本町では、地方自治法第225条及び227条の規定に基づき、町の条例等で料金を定めた上で、様々な使用料、手数料を徴収しています。

これらの使用料、手数料は、特定の行政サービスの利用者が、サービスの対価として負担するものであり、利用者と非利用者との間に不公平が生じることがないように、利用者へ適切な負担をしていただく必要があります。

しかしながら、本町では、これまで統一的な料金算定や料金改定時期の考え方が整理されておらず、その結果、昨今の社会・経済情勢を適切に反映した見直しがされていない使用料・手数料があり、また、減免に対する考え方も整理されていませんでした。

そこで、これらの考え方を整理した見直し基準を策定し、統一的な基準に沿った使用料、手数料とすることで、行政サービスの利用者と非利用者の公平性の確保を図ることとします。

2 見直し基準の対象範囲

本見直し基準は、本町が徴収しているすべての使用料、手数料を対象範囲とします。

ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除外します。

(1) 法令等により料金の基準が定められているもの

(例) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令によるもの、公営住宅法によるものなど

(2) 町独自の料金を設定することが適当でないもの

(例) 道路占用料、公共用物使用料、行政財産特別使用料など

(3) 公営企業、特別会計によるもの

各事業の特性を踏まえ、独自の事業計画等により運営されているため。

3 使用料、手数料の算定方法

使用料、手数料の算定方法は、サービスを提供するために発生するコストから積算するよう統一します。

さらに使用料については、公益性が高く民間では供給できないものから民間でも類似サービスを提供しているもの、人により必要性が異なるものなど様々なものが存在しているため、それらの施設の性質により受益者負担割合を定め、これを掛けたうえで料金設定します。

具体的には、次の計算式により算定します。

(1)使用料

ア 特定の空間を占有し、排他的利用するもの(会議室、グラウンドなど)

$\{ \text{施設全体の人及び物にかかるコスト} \div \text{施設の全面積} \div (\text{年間稼働可能時間} \times \text{稼働率}) \times \text{貸出面積} \times \text{利用時間} \} \times \text{受益者負担割合}$

イ 空間を排他的利用しないもの(おもしろサイクルなど)

$(\text{施設全体の人及び物にかかるコスト} \div \text{年間利用件数}) \times \text{受益者負担割合}$

(2)手数料

ア 申請1件ごとに事務処理を行うもの(諸証明書の発行など)

$1 \text{ 分あたりの人にかかるコスト} \times \text{処理時間(分)} + 1 \text{ 件あたりの物にかかるコスト}$

イ 年間で事務処理を行うもの(し尿くみ取り、粗大ごみ収集など)

$(\text{人にかかるコスト} + \text{物にかかるコスト}) / \text{年間処理件数}$

(1)(2)の計算方法を行うことが適当でないものは受益者負担の原則に基づいた適切な方法により手数料、使用料を設定します。

(3)算入コストの内訳

人及び物にかかるコストの内訳は次表のとおりとします。

人にかかるコスト	報酬	会計年度任用職員報酬 施設の管理運営にかかる報酬
	給与	正規職員給与
	職員手当、共済費	会計年度任用職員、正規職員とも
	報償費	施設の管理運営にかかるものののみコスト算入します。 (施設管理運営のために開催された会議の謝礼等)
	旅費(費用弁償)	会計年度任用職員の通勤費のみ
物にかかるコスト	旅費(会計年度任用職員の通勤費以外)	施設の管理運営にかかるものののみコスト算入します。

消耗品費	(2)アの手数料の算定にあたっては、紙代、トナー代なども、1件当たりの単価を定めコスト算入します。
燃料費	
印刷製本費	
光熱水費	手数料の算定にあたっては、光熱水費をコスト算入しません。
修繕料	手数料の算定にあたっては、専らその業務に使う固定資産台帳掲載の備品の修繕費に限りコスト算入します。
医薬材料費	
役務費	手数料のコスト算入にあたっては、証明書等の発行などに利用するコンピュータシステム関係経費は、コスト算入しません。(システム全体のごく一部の機能であると考えられるため。)
委託料	手数料のコスト算入にあたっては、証明書等の発行などに利用するコンピュータシステム関係経費は、コスト算入しません。(役務費に同じ)
使用料及び賃借料	手数料のコスト算入にあたっては、証明書等の発行などに利用するコンピュータシステム関係経費は、コスト算入しません。(役務費に同じ)
原材料費	
減価償却費(施設)	固定資産台帳掲載の減価償却費(1年分)をコスト算入します。 なお、手数料の算定にあたっては、コスト算入しません。
減価償却費(備品)	固定資産台帳掲載の備品に限り、その減価償却費(1年分)をコスト算入します。

		また、手数料の算定にあたっては、専らその業務に使う固定資産台帳掲載の備品に限りコスト算入します。
	固定資産税、都市計画税相当額	受益者負担割合分類Ⅳ(受益者負担割合 100%)の施設に限りコスト算入します。 (民間施設では、公租公課のコストも含め施設運営しているため。)

人にかかるコストは、人事異動等を考慮し、町全体の平均単価を用います。

また、人にかかるコスト、物にかかるコストともに、過去3年間の決算額の平均金額を算入コストに用います。

(4) 受益者負担割合

受益者負担割合は次のとおりとします。

分類	施設種類	受益者負担割合
I	住民生活に不可欠で民間で提供が難しいもの、法令等で無料とされている施設 (公園、図書館、児童館、老人憩の家など)	0%
II	住民生活に不可欠で主として行政が提供するが、民間にもある施設 (保育園、町営住宅など)	50%
III	住民生活を快適にするもので、民間では広く住民に提供することが期待できない施設 (各施設の貸館、グラウンド、学校開放など)	50%
IV	住民生活を快適にするもので、民間でも提供可能な施設 (テニスコート、バーベキュー広場など)	100%

※考え方が分かりやすくなるよう本基準の対象になっていない施設も含め例示します。

(5) 料金調整について

必要に応じて次のとおり料金調整を行い、条例に定める金額とします。

ア 料金単位

支払い・徴収の手間を考慮して、原則50円単位で条例に定める金額とします。
(端数切り上げ)

イ 激変緩和措置

急激な負担増とならないよう激変緩和措置を講じます。
(上限、下限の率等は、算定状況を見て別途設定します。)

ウ 証明書等のコンビニ交付、電子申請

証明書発行等でコンビニ交付、電子申請によるものは、普及促進等のため、窓口交付より安価な料金設定を可能とします。

エ 町外からの利用者の取り扱い

町外からの利用者が施設等を利用する際は、町内利用者と徴収する金額に差をつけることを可能とします。ただし、定住自立圏共生ビジョンを始めとして各種協定等により町内利用者と同料金とする等の取り決めがある場合は、この限りではありません。

オ 営利目的の利用について

営利目的で利用できる施設等の営利目的利用については、割増料金を設定することとします。(営利目的ではない場合に徴収する料金の2倍を目安とします。)

カ 消費税について

消費税の課税対象となる使用料、手数料については、条例に定める金額に消費税額を含むものとします。

キ 休日、夜間料金等について

施設利用の平準化のためなど、合理的な理由があれば、休日、夜間などの利用に料金格差を設けることを可能とします。(通常料金の1.2倍を目安とします。)

4 継続した見直しの実施

原則5年ごとに使用料、手数料の見直しを行います。

ただし、激変緩和措置を適用したものは3年ごとに見直すこととします。

また、消費税率の改正や施設の増改築など大幅なコスト変動が発生する場合は、随時の見直しを行います。

5 減免の考え方

条例等に明記されているものを除き、原則、次の各号のいずれかに該当するもののみの減免を行います。

(1)町または町の機関が行政目的のために利用する場合

(2)指定管理者が、町からの受託事業を実施するために利用する場合

(3)町又は町の機関が構成員となっている研究会、連絡会、協議会等がその設置目的のために利用する場合

(4)国、愛知県の機関、町の加入する一部事務組合又は広域連合等が行政目的のために利用する場合

(5)町立小中学校が教育目的のために利用する場合

(6)障害者基本法第 24 条により減免措置を講じる場合

(7)生活保護法の規定に基づき扶助を受けている場合

ただし、団体等が公益性の高い事業を行う際、貸館を希望する場合等について、例外を排除するものではありません。その際の減免の可否の判断は、状況に応じて判断することとなりますが、考え方の統一を図るため、次のとおり例示します。

・ 減免可能と判断される例

(例1)ボランティアグループなどが町や町内地区のため、ボランティア活動をするにあたり打ち合わせを行う際、会議室の使用を申請する場合

(町にとって必要不可欠な活動に限り減免します。)

(例2)町や当該施設の PR を目的として、報道関係者が取材のために、施設の利用を申請する場合

・ 減免不可と判断される例

(例1)町から補助を受けている団体などが、総会など自団体のためだけの集会を行う際、会議室の使用を申請する場合

(補助団体だからという理由のみで減免はしません。)

6 その他の行政サービスについて

(1)分担金及び負担金、諸収入により町の役務などに対してサービス料を徴収しているものについても、本見直し基準で示したとおり、サービスを提供するために発生するコストから、サービス料を算定するものとします。

(例)児童クラブ費、町民農園貸付料、アフタースクール参加費など

(2)使用料、手数料等を徴収していないサービスは、他の有料施設及びサービスを利用していない住民等との公平性を確保する観点から有料化を検討するものとします。

検討の結果、引き続き無料とする場合は、無料でサービスを提供する理由を整理しておくこととします。

(例)早朝保育、アスパ配布など